# 日本気象学会 昭和55年総会提出議題

### 会費値上げのための定款の一部改正について

### 提案理由

学会の運営は、会費、文部省助成金および投稿料等によって賄われてきている。理事会としては会員増、経費節約などに努め、昭和55年12月までは現行会費どおりで運営できる見込みである。しかし、昭和56年ごろには公共料金、諸物価等の著しい値上がりが予想されるので、昭和56年分から平均15%の値上げを提案する。

#### 改正案

定款第6条を次のように改訂する。

### 新条文(改正案)

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりと する

- 1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する者。
  - A 会員 会費として年額金4,600円を納める者, ただし在学中の会員は年額金2,900円,外国に在 住する会員は年額金5,000円とする
  - B 会員 会費として年額金8,600円を納める者, ただし在学中の会員は年額金5,400円,外国に在 住する会員は年額金9,200円とする.
- 2. 外国人会員(変更なし)
- 3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し,会費年額A会員として1口金6,000円を1口以上,B会員として1口金12,000円を1口以上納める団体.
- 4. (以下変更なし)

## 旧条文(現行)

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりと する

- 1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分に より会費を前納する者.
  - A 会員 会費として年額金4,000円を納める者, ただし在学中の会員は年額金2,500円,外国に在 住する会員は年額金5,000円とする.
  - B 会員 会費として年額金7,500円を納める者, ただし在学中の会員は年額金4,700円,外国に在 住する会員は年額金9,200円とする,
- 2. 外国人会員(省略)
- 3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口金5,400円を1口以上、B会員として1口金10.800円を1口以上納める団体
- 4. (以下省略)

付則 この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し昭和56年1月1日から実施する。